

別紙「伊那市被災農作物等防風対策事業」補助金の流れ

順番	内容	備考
1	<p>見積依頼 (見積書を取得してください。)</p> <p>※<u>交付決定前に注文した資材等は補助対象外のため、契約の締結はお待ちください。</u></p>	支援対象者→業者
2	<p>実施効果所見(市様式)依頼 (長野県又は農業協同組合から所見を伺ってください。)</p>	支援対象者→長野県又は農業協同組合
3	<p>交付申請書(市様式)の提出 (業者からの見積書、長野県又は農業協同組合からの実施効果所見(市様式)、支援対象者の位置図、現地の状況が分かる写真(日付入りで施工前の写真)、市税等納付状況確認同意書、<u>支援対象者(法人又は団体)に限り定款又は規約及び役員名簿又は構成員名簿を添えて提出してください。</u>)</p> <p>※<u>実績報告の際、保険会社からの農業経営収入保険の保証書が必要です。</u></p>	支援対象者→市
4	<p>交付決定 (交付申請書の受付後、審査内容に不備が無ければ予算の範囲内で補助金の交付決定を行います。)</p> <p>※<u>市税の滞納が無いようお願いします。</u></p>	市→支援対象者
5	<p>契約の手続き (交付決定以降に契約を締結してください。)以下、業者へ依頼してください。</p> <p>①支援対象者は契約書(注文書、請書等)を交わすこと。 ②資材の納入又は工事完了を確認できる書類(納品書、引渡書等)を提出すること。 ③支援対象者は資材の納入後又は工事完了後に業者へ支払うこと(請求書及び領収書を預かること)。</p>	支援対象者→業者
6	<p>作業(工事)の記録 (作業を実施した際、施工中及び完成後の日付入り写真を撮影してください。)</p>	支援対象者
7	<p>実績報告書(市様式)の提出 (業者からの契約書(注文書、請書等)、納品書(引渡書)、請求書、領収書、<u>保険会社からの農業経営収入保険の保証書、支援対象者の通帳表紙の裏面(振込先口座)、通帳(業者への支払いが分かる部分)、施工中及び完成後の日付入り写真を添えて提出してください。</u>)</p> <p>※<u>写しで構いません。</u></p>	支援対象者→市
8	<p>額の確定 (実績報告書の受付後、審査内容に不備が無ければ、交付確定を行います。)</p>	市→支援対象者
9	<p>請求書(市様式)の提出 (請求書の提出から2週間程度のうちに補助金の支払いになります。)</p> <p>※<u>この支払いをもって事業完了となる見込みです。</u></p>	支援対象者→市